

「第2期宇治市地域福祉計画（初案）」に対する皆さんからの意見募集結果

「第2期宇治市地域福祉計画（初案）」について、みなさんからご意見を募集しましたところ貴重なご意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただいたご意見及びこれに対する宇治市の考え方を下記のとおり公表いたします。

1. 意見募集概要

- (1) 募集対象 本市の在住、在勤、在学者
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
本市に対して納税義務を有する個人及び法人
前各号に掲げるもののほか、計画初案に利害関係を有するもの
- (2) 募集期間 平成22年12月1日（水）から平成23年1月4日（火）まで
- (3) 周知方法 市政だより（平成22年12月1日号）への掲載
地域福祉課及び市内公共施設等への資料配架
市ホームページへの掲載
- (4) 提出方法 持参
郵便
ファクシミリ
電子メール
「市民の声投書箱」への投函

2. 意見募集結果

- (1) 提出者数
- | | |
|---------------|----|
| 持参 | 3人 |
| 郵便 | 1人 |
| ファクシミリ | 1人 |
| 電子メール | 4人 |
| 「市民の声投書箱」への投函 | 0人 |
| 合計 | 9人 |
- (2) 意見数
- | | |
|--------------|-----|
| 取り組み提案 | 7件 |
| 要望 | 4件 |
| 計画の内容について | 41件 |
| 計画の数値・表記について | 9件 |
| 構成について | 10件 |
| その他 | 3件 |
| 合計 | 74件 |

1人で複数の意見を提出された方がいるため、提出者数と意見数の合計は一致しません。

3. 提出された意見及びこれに対する宇治市の考え方

取り組み提案（7件）

No	意見等の概要	宇治市の考え方	修正等
1	第4章2の体系図(初案P.19)は大変分かりやすく、すぐに推進していかなければならない課題が項目ごとに見事に整理されているが、計画を総合的にバランスよく推進していくには、大阪府のコミュニティソーシャルワーカーのような行政や関係機関をつなげる専門職員の配置が必要ではないか。	最終案 P.23(3)や P.27(1)に記載のとおり、ボランティアの育成や必要なサービスの円滑な提供に向けて取り組んでまいります。専門職員の配置については、今後、具体的な取り組みを検討する中での参考とさせていただきます。	無
2	地域福祉のつどいや地域懇談会等を学区福祉委員会を中心にして開催していることが課題と成果で挙がっているが、初案P.25の3.(3)について、もっと幅広く声をかける方法として、学区福祉委員会から町内会等へ頼む方法以外に、文化自治振興課や生涯学習の分野(町内会、体育振興会などのイメージ)も併せて声をかけるなど、宇治市として重層的に声をかけられる仕組みの構築も必要。	地域懇談会は現在、地域の人々が出会う場や地域の生活課題を解決するための話し合いの場としての役割が求められています。そのため、実施にあたっては地域の様々な団体への呼びかけも重要であるため、必要に応じた対応を行っていきたいと考えます。	無
3	いかに若い世代を福祉活動に呼び込むかが問われている。お金を使わずに若い世代を呼び込むには、人のためというよりは自分たちにとってもプラスになる活動であることが望まれる。	最終案 P.23(3)に「ボランティアの育成や活動を支援します。」と位置づけており、ご意見のとおりボランティアの担い手がやりがいや魅力を感じてもらえるような広報・啓発の取り組みを進めていきます。	既に反映済み
4	公民館などを利用した地域交流が多くなされているが、空き店舗を活用した交流拠点の整備。 (他1件)	最終案 P.24 に位置づけています。	既に反映済み
5	地域福祉活動の拠点として学校施設を活用する。	最終案 P.24 に位置づけています。	既に反映済み

No	意見等の概要	宇治市の考え方	修正等
6	1つのホームページにアクセスすれば、総合的に市内の地域福祉情報について調べられるような総合的なサイトがあれば、あちこちのホームページにアクセスする必要もなくなるのではないかと思う。	最終案 P.28「第4章 3 地域福祉推進のプログラム」の5つ目に「安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供」として取り組みを位置づけており、より効果的な広報・情報提供のあり方の検討についても、(3)に位置づけています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

要望（４件）

No	意見等の概要	宇治市の考え方	修正等
1	<p>第２期計画の中で、市役所内部に関わりのある課を設けてもらえたのは感謝するが、未だ制度の狭間にあり、心のケアや家族への支援、社会参加のきっかけづくり等に関して具体的な施策が行われていない。宇治市においてその実態調査と具体的な行政支援がなされ、地域社会の支え合いの中で問題の解決が図っていけるような取り組みをしてもらえることを切望する。</p> <p style="text-align: center;">（他２件）</p>	<p>既存の制度には当てはまらない、制度の狭間にいる人に対する支援については最終案 P.25（２）に「地域での見守り等を通じて、孤立を未然に防ぐ地域づくりを推進します。」と位置づけており、実態調査等の具体的な支援の手法については、今後検討を行っていきたいと考えます。</p>	無
2	<p>市政だよりから市の情報を得ている人が多いが、新聞への折り込みにより配布されている。市役所に連絡すると郵送してもらえるが、知らない人も多い。市政だよりを戸別配布するべき。</p>	<p>具体的な手法については本計画に記載しませんが、戸別配布については平成２３年度中の実施を予定しています。</p>	無

計画の内容について（４１件）

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
1	初案 P.13 の第 2 章 3 (2) 「第 1 期計画の成果と課題」では、主な成果と課題をもっと明確に示してほしい。なお、章末資料として「地域福祉推進のプログラム」112 事業一覧と内部評価を掲載してはどうか。	第 1 期計画の成果と課題については、ご意見をふまえ検討を行っていきたいと考えます。また、事業一覧及び内部評価については内部資料として位置づけていることから、計画書に掲載するまでに至らないと考えます。	無
2	初案 P.14 の第 1 期計画の成果と課題の「2」について、参加意欲があることは記されているが、それが活動につながっていない現状について、考えられる要因が書かれていないので、もう少し分析が必要ではないか。	最終案 P.15 の 7 行目について「住民アンケートの結果から、仕事や家事・育児・介護などで忙しいことや、役員になったり付き合いがわずらわしかったりすることなどを理由に地域活動へ参加しない人がいる一方、地域には～」とします。	有
3	初案 P.14 下から 3 行目に「活動資金の安定的確保も課題」とあるが、その後に続く文章に「寄付」しかないのは不十分である。	最終案 P.15 下から 4 行目「そのためには、地域住民や地域の企業等から団体の活動資金としての寄付について理解を求めていくなど、必要な資金を継続的に確保するための仕組みづくりが必要であり、引き続き～」とします。	有

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
4	<p>第4章は第2期計画実施の方向づけと体系、プログラムであるから、初案P.18の1に民間の「地域福祉活動の指針」を位置づけるのは疑問。地域福祉推進の行政施策と民間活動の体系・プログラムを包括する方向づけが必要。「1」は4章3の2.リード文章として示してはどうか。</p> <p>(他2件)</p>	<p>「地域福祉活動の指針」は、民間だけでなく本計画における5者による取り組みを位置づけたものですが、いただいたご意見もふまえ、最終案P.18の1を「地域福祉推進の指針」とし、3行目以降を「地域福祉計画は、活動を自発的に行う住民だけでなく、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社協、行政の5者による協働で進める行政計画です。</p> <p>今後、本市の地域福祉を一層推進していくためには、現在、各地域で行われている様々な地域福祉活動をさらに拡充し、みんなの手で広げ、より多くの人に活動を知ってもらい、新たな活動につなげていくしくみが必要です。そこで、第2期計画では、今後の地域福祉推進の指針を～」とします。</p>	有
5	<p>初案P.20の3.(3)²⁷の「地域が地域懇談会に主体的に取り組む環境づくり」とは、どういう意味合いなのか。</p>	<p>地域懇談会は現在、地域の人々が出会う場や地域の生活課題を解決するための話し合いの場としての役割が求められています。今後は、地域懇談会がよりそういった場としての役割を担っていけるような環境づくりを進めます。</p>	無
6	<p>初案P.21の1.(1)で単に「支援します」ではなく、行政責務として「推進・支援します。」ではないか。</p>	<p>最終案P.21の(1)及び について「～推進・支援します。」とします。</p>	有
7	<p>初案P.21の1.(2)の「こころと体の健康」には、市内の多数の住民が関わるスポーツ・レクリエーション活動の振興が大切で、スポーツ振興計画を所管する生涯学習課を位置づけるべき。</p>	<p>ご意見のとおり、生涯学習課を主に関わりのある課として位置づけます。</p>	有

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
8	初案 P.22(4)の は誰に対する訪問活動かが分からない。子どもの見守りは学区福祉委員会だけが行うということか。	最終案 P.22(4)の について、「～きっかけとなる、民生児童委員や学区福祉委員による一人暮らし高齢者訪問活動や子どもの～」とします。	有
9	町内会・自治会については、初案 P.22(4)の に触れられているのみである。「地域」をフィールドにしているのであれば、自治組織としての役割の重要性についてふれておく必要があるのではないか。	これまでの地域懇談会や今回いただいたご意見をふまえ、最終案 P.24(4)に「地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成を推進します。」を新たに追加し、「町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、町内会・自治会等が行う未加入者に対する加入促進の取り組みを支援します。」と「町内会・自治会だけでなく、地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。」を新たに位置づけます。	有
10	初案 P.22(4)について要援護者の個人情報自治会等と共有するのであれば、文化自治振興課を追加する必要があるのではないか。	ご意見のとおり、最終案 P.22(4)に文化自治振興課を主に関わりのある課として位置づけます。	有
11	初案 P.23(1)に人材バンクを所管している生涯学習課の記載がない。	ご意見のとおり、最終案 P.23(1)に生涯学習課を主に関わりのある課として位置づけます。	有
12	初案 P.23(3)については、ボランティアの育成には子どもころからの教育も不可欠であり、教育委員会、学校教育部局との連携を明記したほうがよい。	福祉教育については、最終案 P.23(2)に記載しています。	既に反映済み
13	初案 P.23(3)あたりで、市内大学・短期大学生等の地域交流活動支援、団塊世代のボランティア活動支援などを挿入してはどうか？	ご意見をふまえ、最終案 P.23(1)の の文頭を「団塊の世代をはじめ、」とし、 の文末を「また、市社協と協働しながら大学生等の地域交流活動を支援します。」とします。	有

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
14	どんな団体であれ、活動拠点なくして活動はあり得ないので、初案 P.24(4)の拠点整備を強く望む。 (他1件)	住民の皆さんがより使いやすい施設となるよう、市内公共施設の計画的な整備・改修をはじめ、より使いやすくなる取り組みを進めていきたいと考えます。	無
15	初案 P.24(4)で、地域福祉センターの担当課である健康生きがい課を位置づけるべき。	ご意見のとおり、最終案 P.24(5)に健康生きがい課を主にに関わりのある課として位置づけます。	有
16	初案 P.24(4)については、府の施設なども積極活用できるように、広域振興局に対しても働きかけるなども入れていただきたい。	最終案 P.24(5)にある「公共施設」には、市内の様々な施設を含めているものと考えます。	既に反映済み
17	初案 P.24(5)では共同募金改革を支援するとの記述が必要では？	本計画の中で共同募金という制度の改革に対する支援を明記することは難しいと考えますが、ご意見として参考とさせていただきます。	無
18	初案 P.25(3)の ²⁷ について、福祉サービス公社が地域懇談会を開催しているので、所管する健康生きがい課も追加する必要がある。	最終案 P.25 に記載する地域懇談会に対する支援は、住民が主体となって実施するものを想定しています。	無
19	初案 P.25 の 3 . ゆるやかな支え合い、P.27 の 5 . 福祉サービスの情報提供に関することも、障がい者、高齢者にとどまっているが、子ども家庭福祉の情報もあると思うので、こども福祉課や保育課も位置づけるべき。	主にに関わりのある課については、行政内部の主な担当課について記載したものです。第2期計画策定後は、主にに関わりのある課以外にも行政内部において連携を図っていきたいと考えます。	無
20	初案 P.26(1)のところでは、介護保険課も入るべき。	ご意見のとおり、最終案 P.27(1)に介護保険課を主にに関わりのある課として位置づけます。	有
21	初案 P.26(1)の ²⁹ の地域包括ケアについては、宇治市の場合、精神障害者の比率が高いところから、高齢者だけでなく、精神障害者についても記述する必要があるのではないか。	本計画においては、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの構築を位置づけているため、高齢者を対象としたものですが、精神障害者を対象とした地域包括ケアについては、今後、関連の分野別計画との連携を図りながら、検討していきたいと考えます。	無

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
2 2	初案 P.26(2)は、地域福祉に関わる NPO 法人や地域福祉の活動を応援するという意味で、地域福祉課も入るのではないかと。また、介護保険課、保育課、障害福祉課も含まれるのではないかと。	ご意見のとおり、最終案 P.27(2)に地域福祉課、介護保険課を担当課として位置づけます。また、その他の課については第 2 期計画策定後、連携を図っていききたいと考えます。	有
2 3	初案 P.26(3)は、生活支援課も入るのではないかと。	ご指摘の箇所の取り組みについては、生活保護の受給に至るまでの取り組みと考えます。	無
2 4	初案 P.27(1)には、民生児童委員や市社協の所管課である地域福祉課を追加するべき。	ご意見のとおり、最終案 P.28(1)に地域福祉課を主に関わり課として位置づけます。	有
2 5	初案 P.28 の「身近な相談窓口の確保」と「適切な情報発信」について、具体的にどのような相談窓口のイメージなのか、相談できる人をどのように配置するのかなど、理念だけでなく、設置する明確な目標も必要ではないかと。 (他 1 件)	地域の中で身近に相談できる窓口として、現在、行政、社会福祉協議会、専門機関、福祉サービス事業者などの組織だけではなく、民生児童委員、学区福祉委員などが活動されています。今後どのようにネットワーク化していくのか検討していききたいと考えます。	無
2 6	初案 P.28 に「適切な情報発信」とあるが、相談できる窓口と情報発信は一体なものとも考えることもできるため、情報発信のツールや寄せられる相談の分析、情報の集まる仕組みづくりなど、民間、行政が協力して対応する関係づくりなどが無いとむずかしいと思われる。	今後、第 2 期計画に基づき重点取り組み項目を推進していくにあたり、ご意見を参考にさせていただきます。	無
2 7	ユニバーサルデザインという言葉が定着して相当の時間が経つが、バリアフリー化だけを取り上げるのは遅れているように思われるところから、是非ともユニバーサルデザインの表記とその必要性を記述していただきたい。	第 1 期計画でもユニバーサルデザインの普及促進を記載していたことから、最終案 P.21(3)の「～、公共施設、道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を促進します。」とします。	有

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
28	一人ひとりに情報が適切に伝わるようにするために個人情報が必要な場面がある中で、資料編（初案 P.51）のアンケート結果で災害時・避難時の「個人情報の共有は希望する人だけでよい」が半数を占めていたという結果には残念である。SOSを発信できない人へも関わっていきやすい制度になってほしい。	最終案 P.22 に位置づけているとおり、個人情報の共有については本人の同意を得ることを原則に、災害時に助け合える体制の整備を進めていきます。	既に反映済み
29	要援護者避難支援計画の足かせとなっている申請主義（手上げ方式）や個人情報保護が地域福祉の推進の大きな阻害要因となっている現状を踏まえ、個人情報関係の記述もいるのではないか。	最終案 P.22 に記載のとおりですが、災害対応だけでなく、地域福祉活動における個人情報の適切な共有方法についても今後更に検討してまいります。	無
30	ボランティア活動の中でも、NPO活動が注目されているが、その記述がない。	ご意見をふまえ、最終案 P.23 及び に NPO を新たに位置づけます。	有
31	企業の社会貢献活動との連携・支援を加えてはどうか。	ご意見をふまえ、最終案 P.23 に「企業による企業市民活動（社会貢献活動）が活性化するような取り組みを進めます。」を追加します。	有
32	文教大学と協定済みであるが、その記述がない。また、子育て等の視点が欠落している。	大学との連携については、関連の分野別計画において記載しています。また、最終案 P.27(1)の ³³ に子育て世代への支援について記載しています。	既に反映済み
33	最後のセーフティネットと言われている生活保護の記述がないのは、不適切と思われる。	ご意見をふまえ、最終案 P.27（3）を「地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。」とします。	有
34	こどもの育ちを総合的に見守る観点からも、財政的側面・事務的側面の観点からも、宇治市地域福祉計画と宇治市生涯学習基本計画及びその推進計画である「宇治市生涯学習推進プラン」、社会教育などを総合的に推進する。	第2期計画では、福祉部門の以外の行政計画とも連携を図ることで、第2期計画がよりより総合的な福祉のまちづくり計画となるよう、取り組んでいきます。ご意見の「宇治市生涯学習推進プラン」とも連携を図っていきます。	既に反映済み

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
35	<p>第4章の3では8ページにわたって地域福祉推進のプログラムに関する記述があるわりには詳細にふれておらず、第1期計画の枠組み・ルールに沿って策定されることもあって、施策展開への気迫に欠ける印象を否めない。</p> <p>(他1件)</p>	<p>本計画では、第1期計画の良い部分は踏襲し、また残念ながら取り組みがあまり進まなかった部分等については改善が図れるよう内容を修正し、本市地域福祉のより一層の推進をめざします。今後、本計画に基づき、具体的な施策展開を図っていきたいと考えます。</p>	無
36	<p>「地域別人口推移・地域類型」、「小学校区の概要」が抜けているのではないか。</p>	<p>今後、計画策定に向けて小学校区の概要等について掲載する予定です。</p>	無

計画の数値・表記について（9件）

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
1	初案 P.1 下の二重線枠では地域福祉の意味を解説しているが、解説部分である旨を表示する必要がある。この部分だけが二重線枠で、違和感がある。	ご意見をふまえ、最終案 P.1 の該当箇所について、見やすくなるよう表記を変更します。	有
2	初案 P.2 の図の表題と何番目の図であるのかの見出しが必要である。部門別計画である「宇治市児童育成計画」等と、障害福祉基本計画」等だけが、「地域福祉計画」の上部左右に配置されていることで2つの計画だけが意味不明で、本文の趣旨が生かされていない。また、6つの計画が網掛けされている意味が分からない。	ご意見をふまえ、最終案 P.2 の該当箇所について、以下のとおり表記を変更します。 <ul style="list-style-type: none"> ・表題の追記（＜計画の位置づけ＞） ・福祉部門計画の棲み分け ・福祉部門以外の6計画の網掛けの削除 	有
3	初案 P.10～12で四角囲みを付けた意味が不明で、結論としての課題であれば、そのように明記する必要がある。 (他1件)	ご意見をふまえ、最終案 P.11～13の該当箇所について、結論としての表記に変更します。	有
4	初案 P.13 の17行目からの災害ボランティアセンターの記述は防災ではなく、災害対応の記述ではないか。	ご意見をふまえ、最終案 P.14 の該当箇所について、表記を「防災」「災害対応」に変更します。	有
5	初案 P.14 の9行目の「若年者や退職した人」は「若者や定年退職者」にすべき。	最終案 P.15 の該当箇所について、ご意見のとおり表記を変更します。	有
6	初案 P.21～27の四角内に課名が記されているが、その意味（主に関係のある課）を記載すべき。	最終案 P.21 の上から4行目に課名位置づけの説明を記載しています。	無
7	目次では「第2期計画の推進体制」、初案 P.29 では、「地域福祉推進の体制」になっている。	目次の該当箇所を、ご意見のとおり「地域福祉推進の体制」に変更します。	有

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
8	初案 P.38 の の表題について、P.10 の文中で「活動への参加状況」になっており、P.38 の文中でも「活動への参加状況」になっていることから、同様の表題に変えた方が良いのではないかと。	ご意見の箇所については、「現在活動に参加している」と「過去に活動に参加したことがある」の合算を『活動への参加状況』、また、「今後活動に参加してみたい(継続も含む)」を『今後の意向』としているため、最終案P.40 の表題を「地域活動への参加について」に変更します。	有

構成について（１０件）

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
1	目次は 33 行で、1 ページ目は 40 行で構成されている。目次の全行数が 37 行であることから 1 ページにまとめてしまえばよいのでは。	ご意見のとおり、目次のページ設定を変更します。	有
2	初案 P.3 の「策定体制」と「策定手法」に が表記されているが、全体的な表記方法からは、それぞれ（１）または（２）と記述すべきではないか。	最終案 P.3 の該当箇所について、ご意見のとおり、表記を変更します。	有
3	初案 P.10 の活動基盤の項目に人材確保に関する記述があるため、別々の記述とすべき。	ご意見のとおり、最終案 P.11 を「活動の基盤について」、を「新たな人材の確保・育成について」、を「災害時要援護者避難支援計画について」とします。	有
4	初案 P.10～12 アンケート等の結果について、対応する資料編が大雑把なページ表記となっているが、丸数字毎に対応する資料編のページを記入した方が分かりやすい。	ご意見いただいた最終案 P.11～13 については、丸数字の中でも複数ページから抽出して構成しているため、丸数字ごとの対応する資料編ページの記載は分かりにくくなると思います。	無
5	初案 P.11 ～ にだけ「について」の表記がない（P.10、12 には表記がある）。	ご意見のとおり、最終案 P.11 ～ に「について」を表記します。	有
6	初案 P.13～15 の四角囲みのタイトル部分は、他の記述と同様に丸数字にすべき。	ご意見のとおり、最終案 P.14～16 のタイトル部分について丸数字とします。	有
7	初案 P.21（３）の「災害時...」の中の、 と は本来別区分の内容ではないか。	誰もが安心して利用できるような道路等のバリアフリー化は、災害時の被害の軽減にもつながるものと考えます。	無
8	初案 P.26 ³⁴ と ³⁵ の順序は逆の方がよいのではないか。	ご意見の箇所については、第 1 期計画本編 P.32（５）と同様の順番での記載としています。	無
9	初案 P.27 は ³⁷ の民生児童委員による相談が先頭にくるほうがよいのではないか。	第 2 期計画では、分野別の相談窓口の他に、身近な地域での総合的な相談窓口の充実を図るため、計画最終案 P.28（１）の最初にその項目を位置づけています。	無
10	一般住民向けであれば、福祉分野の専門用語の説明が必要。	今後、計画策定に向けて用語解説を掲載する予定です。	無

その他（3件）

No	意見等の概要	宇治市の考え方	対応
1	会員の高齢化により、活動に支障が出たり、役員のなり手が不足したりし、結果として会員の減少につながっている。当団体においても、若い会員を確保すべく様々な方法で会員の募集等を行っている。	今後、様々な場面で新たな人材の確保が必要であると考えているため、最終案 P.23「第4章 3 地域福祉推進のプログラム 2 地域福祉活動への住民参画の推進」に取り組みを位置づけています。	無
2	MCI 段階での認知症予防を宇治市において実現させるためには、スリーA 増田方式認知症予防ゲームのリーダーを他数養成することが第一。「認知症サポーター養成講座」の修了生の方たちに呼びかけて、次のステップとして、予防ゲームのリーダー養成につなげるのが最善の策ではないか。	ご意見いただいた内容についてはより限定的なものであるため、本計画へは記載しませんが、認知症予防対策については、関連の分野別計画の中での検討課題と考えます。	無
3	市が住民主体のまちづくりを目指し、その実現に向けてきめ細かく計画を立てていることを知り、うれしく思った。	今後、本計画に基づき、計画的に本市の地域福祉を推進していきます。	無